五　次に掲げる者（ロ及びハに掲げる者にあっては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事院の定める世話を行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

イ　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

ロ　祖父母、孫及び兄弟姉妹

ハ　非常勤職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院の定めるもの

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に使用された改正前の規則一五―一五第四条第二項第四号の休暇については、改正後の規則一五―一五第四条第二項第四号の休暇として使用されたものとみなす。

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年三月十五日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一九―〇―七

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第三条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の二条を加える。

（育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める場合）

第三条の二　育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める場合は、規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第七号に掲げる場合とする。

（育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間）

第三条の三　育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間は、五十七日間とする。

第四条の見出しを「（育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める特別の事情）」に改め、同条第一号中「第九条第二号に掲げる」を「第九条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第四号中「当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事院が定める方法により養育したこと（当該職員）を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第九条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第十条第一項第四号を削る。

第十一条中「第九条第二号に掲げる」を「第九条に規定する」に改める。

第十七条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第十八条第一号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改め、同条第二号中「第二十一条第一号」に改め、同条第四号中「第二十一条第三号」を「第二十一条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事院が定める方法により養育したこと（当該職員」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第二十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十二条後段を削る。

第二十八条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

第二十九条第二項中「（職員の勤務時間、休日及び休暇）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に改正前の規則一九―〇第四条第四号又は第十八条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の規則一九―〇第四条第四号又は第十八条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

告　示

○総務省告示第七十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十五日

総務大臣　原口　一博

政党の名称　民主党

異動事項

旧　所属国会議員（所属国会議員となった）　氏名　鈴木　陽悦　住所　秋田県秋田市寺内蛭根二―一二―一　選出区分　参議院議員　秋田県　選挙期日　平成十六年七月十一日

新　所属国会議員（所属国会議員となった）　氏名　友近　聡朗　住所　愛媛県松山市久万ノ台一九二―一　選出区分　参議院議員　愛媛県　選挙期日　平成十九年七月二十九日

同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していなかった。

届出年月日　平成二十一年十月二十三日